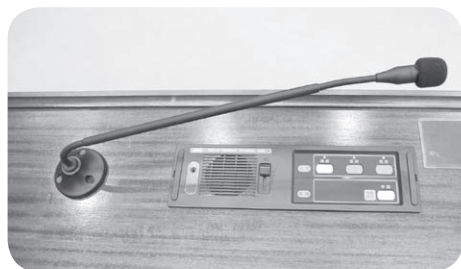


一問一答方式の実施に伴い 本会議場の改修を行いました

本市議会の一般質問において一問一答方式を実施することに伴い、本会議場に新たに可動式の質問席を設け、議場壁面には80インチの大型液晶モニターを設置し、更に、各議席にはボタン採決が可能なターミナルユニットとマイクを設置するなど、所要の改修を行いました。

なお、12月定例会終了後、傍聴席の改修工事に取りかかっており、2月下旬の完了を予定しています。



改修後の本会議場の様子

議会活性化特別委員会

平成28年12月定例会最終日（1月10日）の本会議において、議会活性化特別委員会の調査中の事件について、「調査報告」がありました。

今回の特集記事は、議会基本条例の制定に伴う諸規則の改正に関する協議を中心に、その要旨を掲載しております。

報告の要旨

議会活性化特別委員会は、平成26年12月定例会で設置されて以来、平成28年12月までの2年間、計24回にわたり委員会を開催し、議会運営の検証及び議会の活性化に関する調査・研究を進めてきました。

また、本市議会では、地方自治法第100条の2の規定に基づく議会基本条例制定に関する専門的事項に係る調査を法政大学常務理事（法学部教授）廣瀬克哉氏に依頼し、調査・研究を重ねてきました。その結果、平成28年9月定例会において議会基本条例を制定するに至り、それ以降も議会基本条例制定に伴う関係例規の改正について、専門的知見を

活用し論議を重ねてきたところであります。

西条市議会委員会条例に関する調査において、廣瀬教授からは、全国的に議員定数が30人前後の市議会では、4常任委員会運営している自治体が多いとの見解をいただきました。また、全国市議会議長会の調査においても、本市と人口段階が同規模（10～20万人未満）の市議会では、常任委員会の数は平均3・7委員会となっており、4常任委員会を設け運営している自治体が半数以上を占めるという結果が公表されています。

更に、1常任委員会の委員定数について、愛媛県内の市議会では、その多くが7人前後で構成されているという現状を踏まえ、本市議会の委員会審査の状況を見たとき、審査する案件数や審査に要する時間に差異があることから改選後の常任委員会の数や定数について見直しを行うべく検討を進めてきました。

検討に当たり、平成28年度当初予算額や第2期西条市総合計画及び西条市総合戦略に

おける施策数、請願・意見書審査件数を各別に集計・整理した中で、予算状況や審査内容のバランス等を精査するとともに委員の定数についても検討した結果、常任委員会の数は、現在の3常任委員会から改選後は4常任委員会へと再編する。また、常任委員会の定数も所管事項の内容を考慮し、8人及び7人で構成するとの結論に至ったところであります。

議会活性化特別委員会では、これまで議会の活性化に係る項目について鋭意、協議・検討を重ねて参りましたが、最大の課題であった議会基本条例も全会一致をもって可決、制定され、基本条例の施行に伴う関係例規の改正についても本委員会として意見の一致を見た中で議長に第6次答申を提出したことから、本委員会の調査・研究は一旦区切りがついたものと思われれます。よって、本報告をもって調査・研究を終了し、委員会の解散を議長に申し入れました。

議会活性化特別委員会は、12月定例会最終日（1月10日）をもって消滅しました。